

令和2年8月19日

発 言 者	発 言 要 旨
島津委員	<p>新型コロナ対策宣言店応援事業における木製プレートの交付状況はどうか。</p>
参事(兼)食品 安全衛生課長	<p>6月末から木製プレートの作成が始まり、7月上旬から市町村に配付を行っている。現在25市町村が事業に参加しており、8月18日時点で店舗へ664枚交付している。</p>
島津委員	<p>プレートの設置だけの事業とならないよう、実効性のある運用をしてほしい。</p>
島津委員	<p>県が企画する事業は、その計画段階で市町村と相談して事業を構築すべきであり、県が事業を決めてから市町村に実施を依頼するというスキームは見直していくべきと考えるがどうか。</p>
市町村課長	<p>災害ともいえるべき新型コロナに対処していくため、県と市町村とが連携、協力しながら対応していくことが必要不可欠である。</p> <p>6月補正で各部局が提案した事業については、各市町村の実情に応じて柔軟に対応できるよう、市町村の意見を踏まえ事業内容を修正したとのことであったが、みらい企画創造部は総務部と協議の上、各部局に対して9月補正でコロナ対策として市町村と連携した事業を考えている場合は、検討段階の事業案を各市町村担当課に示し担当ベースで意見交換を行うように依頼した。今後も引き続き、市町村への丁寧な対応を行うよう各部局に要請していきたい。</p>
青柳委員	<p>7月豪雨における市町村ボランティアセンターの設置状況はどうなっているのか。</p>
消費生活地域 安全課長	<p>山形市、中山町、河北町、大江町、村山市、大石田町、大蔵村の7市町村でボランティアセンターが設置され、8月17日時点で延べ1,573名のボランティアが家屋の土砂の取り除き作業、家具の運び出し・洗浄等の活動に従事した。</p>
青柳委員	<p>災害ボランティアを募るにあたり新型コロナはどのような影響があったのか。</p>
消費生活地域 安全課長	<p>通常、災害ボランティアは県内に留まらず幅広く募集するが、今回は、県内居住者に限定としたところや一般募集は行わずに青年会議所などへの声かけにより参加者を募ったボランティアセンターがあった。</p>
青柳委員	<p>ボランティアセンターの運営に関する課題と今後の取組みはどうか。</p>
消費生活地域 安全課長	<p>各市町村の被災状況や人員体制等が異なる中で、設置するかどうかの迅速な判断と設置後の初動が重要であると認識した。7つのセンターには県災害ボランティアネットワーク連絡会の構成メンバーが県社会福祉協議会と連携をしながら、専門的な見地から助言を行ったが、その状況を取りま</p>

発 言 者	発 言 要 旨
青柳委員	<p>とめ、今後の災害ボランティア支援に役立てていきたい。</p> <p>7月豪雨による被災者に対する県税の特例措置の詳細はどうか。</p>
税政課長	<p>被災者に対する県税の特例措置については、①災害により定められた期限まで申告や納付等ができないと認められる場合には、納税者の申請により、期限を延長する申告期限延長、②財産が災害を受けた場合に、納税者の申請により、一定期間、徴収を猶予する徴収猶予、③天災等の特別の事情により担税能力を喪失した方に対する税の一部または全部を免除する減免の制度がある。</p> <p>この場合、申告期限を延長した期間、または徴収を猶予した期間に対する延滞金は免除されるというものである。</p>
青柳委員	<p>この情報を被災した県民に対してどのように周知していくのか。</p>
税政課長	<p>県ホームページのトップに掲載して周知を図るとともに、窓口となる総合支庁に対し、制度の概要や関係規定等を通知し、被災された方からの相談等への適切な対応を依頼した。また、各市町村の税務担当課に対し、特例措置の概要を通知し、情報の共有や連携の強化を図っている。</p> <p>加えて、山形新聞の県庁だより欄（8月16日（日）刊行）に、災害に関する県税の特例措置のお知らせを掲載したほか、自動車関係団体に対し、災害減免に関するチラシを配布し、周知を依頼するなど業界団体とも連携して対応した。</p>
高橋(啓)委員	<p>指定管理者制度をどのように評価しているのか。</p>
行政改革課長	<p>平成18年度からスタートした指定管理者制度は現在、県内166施設のうち135施設で導入されている。同制度導入のねらいは民間のノウハウを活用し県民へのサービス向上とコストの削減である。</p> <p>このうちサービス向上に関しては、施設や県、利用者からの評価を総合的に判断した結果について、平成27年度に最高位のA評価を受けた施設が全体の32.5%だったものが、今年3月時点で49.1%と向上している。また、コスト削減についても詳しい数字が手元にないが相当程度、削減されている。なお、指定管理者の指定にあたっては施設担当部局で審査委員会を設けて審査しているが、指定管理に関するガイドラインにおいてサービス向上の取組みに対する配点を上げ、コスト削減に関する配点を下げるよう変更した。</p>
高橋(啓)委員	<p>指定された管理者が安定して施設を運営するためには、3年間ないし5年間という現在の指定管理期間では短いと考えるが、期間の設定についてどうなっているのか。</p>
行政改革課長	<p>安定的な管理や管理者の自主性の発揮を考慮してガイドラインでは3年から5年と設定し、3年間の指定管理としている施設が全体の10.3%、5年間の施設が87.5%となっている。全国も同様の状況であり、指定期間を長く設定する傾向になっている。</p> <p>指定期間について法律の制限がないため、10年超の設定も可能であるが、管理者が固定化することにより競争原理が失われる等の弊害を考慮し現在</p>

発 言 者	発 言 要 旨
高橋(啓)委員	の期間となっている。
行政改革課長	指定管理料に係る人件費の積算はどうなっているのか。
高橋(啓)委員	詳細については施設担当部局が適正に積算していると考えますが、一般論として、人件費は県職員や会計年度職員の給与等をベースに積算をしている。
行政改革課長	新型コロナにより施設利用料が減少した施設について、その料金収入が施設の管理運営に影響を及ぼすと考えられることから、配慮が必要と考えるがどうか。
高橋(啓)委員	施設利用料の減少やコロナ対策のために必要な経費等については施設によりその状況が異なるが、必要な措置を検討していく。
国際人材活躍支援課長	国際交流センターの指定管理料の状況はどうか。
高橋(啓)委員	国際交流センターの指定管理については、現在、令和3年度から7年度までの5年間の指定管理者を募集しており、その管理料の上限は年額2,551万5千円となっている。平成30年度及び元年度の指定管理料は2,449万8千円、2年度は消費税増税や施設が入居する霞城セントラルの特別修繕経費の負担などから増額となり2,539万6千円である。
消防救急課長	消防本部におけるパワハラについては、職場が小さい等により、その事実を言えない環境であることが問題であると考えますが、県の対応はどうか。
金澤委員	消防本部におけるパワハラを含むハラスメントへの対応について、県内全ての消防本部において通報制度を設け、必要に応じて人事担当職員が事実関係の調査を行い、関係者を処分するほか、相談窓口を設け精神的にサポートする体制を整備している。更に、消防長自らがハラスメントの撲滅宣言を行い、トップの意思表示を明確化し、撲滅のための具体的な取組みに関する会議や研修会を開催している。
財政課長	市町村や消防本部に相談しにくいという現状があることから、県でも平成30年3月にハラスメント相談用の専用電話を設置し、相談内容に応じ関係消防本部に対して適正な対応を取るよう助言をしている。加えて、国でも研修会の開催のみならず、ハラスメント撲滅のためのパンフレットやチラシの配布、勉強会や研修会で活用するテキストの公開、撲滅宣言の様式の提示などを行っている。
高橋(啓)委員	様々な形でハラスメントへの対応や体制の整備を行っているが、今後も調査、研究していきたい。
金澤委員	現時点で地方創生臨時交付金はどれくらい残っているのか。また、今後、その残金でどのような支援を行っていくのか。
財政課長	本県には約183億円の配分額が示されており、4月臨時会と6月定例会での補正により、すでに約103億円を活用している。残額の約79.5億円については、9月定例会以降での補正において活用を検討していく。

発 言 者	発 言 要 旨
金澤委員  人事課長	<p>県職員のテレワークに向けた取組みはどうか。</p> <p>在宅勤務については平成 29 年度から制度化しており、全職員が月 5 日取得することが可能である。新型コロナを契機として制度を拡充し、本年 4 月からは県外事務所に勤務する職員、6 月からは育児を行う職員については月 5 日の制限を撤廃した。</p> <p>その結果、昨年度 6 名延べ 31 日利用された在宅勤務について、本年度 7 月末現在で 146 名延べ 1,033 日の利用となっている。</p>
金澤委員	<p>モバイルパソコンについて、4 月補正で 50 台、6 月補正でさらに 500 台を追加整備するとのことであったが、その進捗状況はどうか。</p> <p>また、それにかかる予算総額はどれくらいか。</p>
I C T 政策推 進課長	<p>現在導入済みのモバイルパソコンが 40 台あり、新型コロナ対策として在宅勤務をしている職員が多い東京事務所に 30 台弱を配備している。</p> <p>4 月補正分の 50 台は納入済みで、現在セキュリティ対策のための設定を行っている途中である。6 月補正で更に 500 台追加配備することになったが、世界中でテレワーク需要の高まりにより、モバイルパソコンは品薄状況ということもあり、現在 300 台購入手続きを行っている。</p> <p>また、4 月補正でパソコン、ルーター及びリモート接続システム活用のためのライセンス料として 1,700 万円、6 月補正において、パソコン、ルーター及びオフィスソフトのライセンス料として約 8,000 万円の予算を補正している。</p>
志田委員	<p>新型コロナの感染拡大を防止するためには個人の自己管理の徹底が大切であり、県知事は記者会見を用いてこのことを県民に対して発信していくことが重要と考えるがどうか。</p>
総務部長	<p>個人の自己管理を含む新・生活様式への対応については、様々な機会を捉えて分かりやすく県民に伝える努力をしていきたい。</p>
志田委員	<p>国が行う被災者生活再建支援制度の対象とならないケースが多い中で、全国の約半数の都道府県では国の制度を補填する独自の制度を設けており、その経費は交付税措置されるという話を聞いた。</p> <p>本県でも分かりやすさや公平性の観点からも、現在の見舞金制度ではなく同様の独自制度を創設すべきと考えるがどうか。</p>
防災くらし安 心部長	<p>市町村によっても被災者に対する行政の支援に対する考え方が一様でないことから、市町村の実情等を聴きながら制度について検討していきたい。</p>
志田委員	<p>7 月豪雨の際に避難指示や避難勧告が多くの市町村で発出されたが、その検証は行っているのか。</p>
防災危機管理 課長	<p>現時点では未検証であり、今後実施していきたいと考えている。</p>
志田委員	<p>ぜひ検証を行い今後の教訓にしてほしい。</p>

発 言 者	発 言 要 旨
志田委員	7月豪雨の際に内水被害があった青竜寺川がある鶴岡市湯野沢地区周辺では、国や県、土地改良区といった複数の管理者が河川を管理しており、樋門の開閉に係る連絡体制が整備されていなかった。今後どのような対策を講じていくのか。
防災危機管理課長	情報伝達のあり方について、8月26日に県、国土交通省、鶴岡市で連携強化策を話し合うことになっている。
渋間副委員長	地域おこし協力隊は転入増に大きく効果があると考えますが、本県における地域おこし協力隊の状況はどうか。
移住・定住推進課長	<p>本県においては令和元年度調査において、29市町村で109人の地域おこし協力隊が活動している。</p> <p>また、任期終了した地域おこし協力隊165人のうち、93人が県内に定住している。この数字は東北1位、全国9位である。定住率についても平成29年調査の47.8%から元年調査では56.4%と向上している。</p>
渋間副委員長	総務省は来年度に各市町村にいる地域おこし協力隊をまとめる「協力隊マネジャー」を新設するという報道があった。本県における地域おこし協力隊同士の連携に向けた取組状況はどうなっているのか。
移住・定住推進課長	地域おこし協力隊の連携促進に向け、協力隊OB・OGの組織と協力し、自身の経験談を伝える等の研修会を年3回実施している。更に、地域おこし協力隊が起業する際の不安等を解消するため、個別の相談会を今年度から回数を拡充して開催している。